第５号様式

京都府知事　西脇　隆俊　様

令和　　年　　月　　日

事　業　収　支　見　込　書

（当該年度末見込）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 内　訳 | 金　額（円） |
| 収入(A) |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 収入合計(A) |  |  |
| 　　　支出(B) |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 支出合計(B) |  |  |
| 前年度の収支差分(C) |  |  |  |
| 余剰金(A)－((B)＋(C)) |  |  |

◎余剰金の使い道について以下に記載願います。

|  |
| --- |
|  |

（参考）

■使用許可の条件（事業実施要領ｐ４）

(５)事業者が京都府に支払う使用料・費用負担等

使用料（年額）は、京都府行政財産使用料条例（昭和39年京都府条例第38号）により算定した金額（年額）となります。詳細は「募集住戸一覧」を参照してください。

　　　　なお、営利目的による使用を希望する場合は、使用料が５倍となります（京都府財産使用料条例別表）。

※　「営利目的による使用」でない場合とは、提案事業によって得た剰余金を構成員で配分しないということ　を意味します。提案事業による収入については、事業費や人件費、交通費などの必要経費に充て、さらに剰余金が生じた場合、構成員（社員、正会員など）で分けず、次年度以降の提案事業や社会貢献活動に使用してください。

なお、無償でサービス等を行わなければならないという意味ではありません。

　■事業を実施する上での留意点（事業実施要領ｐ９）

　（15）入場料※・入館料（礼金）その他これに類するものを徴収する場合は、目的外使用料に営利倍率２倍を乗じます。

　　　※施設や催し物の会場などへ入るときに支払う料金。